

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成28年10月31日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	酒	井	伸	二
同	石	井	茂	隆

28千総総第2100号
平成28年10月27日

千葉市監査委員 清水謙司様
同 宮原清貴様
同 酒井伸二様
同 石井茂隆様

千葉市長 熊谷俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度監査報告第10号並びに平成27年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 出資団体</p> <p>ア 株式会社 千葉マリスタジアム</p> <p>(ア) 諸規程の整備を適正に行うべきもの 組織及び業務分掌規程第9条によると、会社の組織は、総務経理部、受託業務スタジアム管理部、受託事業受託業務部、コミュニティ事業部、プラザ事業部、動物公園事業部となっている。また、経理規程第5条によると、会計及び財務に関する事務の適正化を図るため総務部長を統括責任者としている。</p> <p>しかしながら、株式会社千葉マリスタジアムは、規程にない事業本部を設置しているほか、総務部長の事務分掌を事業本部長が行うなど規程と実態が異なっていた。</p> <p>規程は、会社の組織及び業務分掌を明確にし、業務の能率的運営及び責任体制の確立並びに経営能率の向上に資するものであることから、株式会社千葉マリスタジアムは、諸規程の整備を適正に行われたい。</p>	<p>株式会社千葉マリスタジアムにおける諸規程については、平成27年3月に公園緑地部長から同社に対し、実態に合わせて整備するよう指導した。</p> <p>これを受け、同社は平成28年1月1日に組織体制の再編を実施するとともに、諸規程の整備を適正に行った。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 財政援助団体</p> <p>ア 千葉市公衆浴場組合</p> <p>(ア) 補助金の交付申請の審査を適正に行うべきもの（保健福祉局高齢障害部）</p> <p>「補助金の執行事務の適正化について」（平成14年3月1日付け財政部長通知）によると、「補助金の交付時期は、補助事業の完了後を原則とする」とされ、「補助申請者より事前交付申請があった場合には、概算払いにより、一括または分割して事前交付することができる」とされている。</p> <p>また、千葉市補助金等交付規則第3条によると、補助金の交付申請は、申請書及び添付書類による提出とされている。</p> <p>しかしながら、地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金については、事前交付の申請に当たり、口頭で交付希望時期を確認しており、書類による申請がされていなかった。</p> <p>市は、補助金の交付申請の審査を適正に行われたい。</p>	<p>地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金交付要綱で定める補助金交付申請書を平成28年4月1日付けで改正し、「交付を受けたい時期及び金額」欄を設けた。</p> <p>また、補助金の交付決定に際しては、交付申請に係る書類の審査を適正に行っている。</p>
<p>イ 一般社団法人 千葉市歯科医師会</p> <p>(ア) 補助事業の変更に係る承認審査を適正に行うべきもの（保健福祉局健康部）</p> <p>千葉市補助金等交付規則第5条第1号によると、「補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。」とされている。</p> <p>また、千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付要綱第6条第1号によると、「事業計画又は収支計画を変更する場合は、あらかじめ承認を受け</p>	<p>補助事業の変更に係る承認審査の際には、交付要綱に基づき適正に審査を行うよう、所属長から職員に対し周知徹底を行った。</p> <p>また、平成28年4月1日付けで、千葉市歯科医師会学術研修事業補助金交付要綱を改正し、変更承認を必要とする基準を「補助対象経費の総額の1/6に相当する額以上の経費の配分を変更する場合には、あらかじめ承認を受けること」と明示した。</p>

<p>ること。」とされている。</p> <p>しかしながら、千葉市歯科医師会学術研修事業補助金においては、市長が認める軽微な変更の基準が明示されていないことから、研修会開催に係る事業計画の変更及び研修会参加費の不用額を通信運搬費の不足額へ補填することなどについて、市の承認を得ていなかった。</p> <p>市は、補助事業の変更に係る承認審査を適正に行われたい。</p>	
<p>(2) 公の施設の指定管理者</p> <p>ア 特定非営利活動法人 まちづくり千葉・リベルタちば共同事業体</p> <p>(ア) 備品の管理を適正に行うべきもの (市民局市民自治推進部)</p> <p>千葉市物品会計規則第29条第2項によると、「物品管理者は、管理する備品の使用状況について、毎年度1回以上、備品明細一覧表に記録されている内容と照合して確認しなければならない。」とされている。</p> <p>しかしながら、千葉市民活動支援センターにおいて備品を備品明細一覧表と照合したところ、現物を確認できないものが見受けられた。</p> <p>市は、規則に基づき備品の管理を適正に行われたい。</p>	<p>備品の照合確認については、平成28年度取り扱い分より、規則等に基づき適正に行うよう所属長から所属職員及び指定管理者に対して周知徹底した。</p> <p>また、管理等に係る備品と備品明細一覧表に記載されている内容について照合確認を再度行い、登録内容に相違があることが判明したもののについては、訂正を行った。</p>
<p>イ アクティオ株式会社</p> <p>(ア) 再委託及び個別修繕の申請等の手続きを適正に行うべきもの</p> <p>千葉市子ども交流館の管理に関する基本協定書第16条第2項によると、「指定管理者は、あらかじめ文書による市の承諾を得て、かつ、関係法令等の許容する範囲内において管理業務の一部を再委託等することができる。」とされている。また、同基本協定書第35条第3項によると、「指定管理者は、維持管理計画に記載され</p>	<p>アクティオ株式会社における再委託及び個別修繕の申請等手続きについては、平成28年3月に所管課長から同社に対し、千葉市子ども交流館の管理に関する基本協定書に基づき適正に行うよう指導した。</p> <p>これを受け、同社は、再委託及び個別修繕の申請等手続きを適正に行っている。</p>

ていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるものを実施する必要が生じた場合は、その旨を速やかに市に通知するとともに、当該通知をした日から15日以内に、個別修繕計画書に当該修繕に関する見積書を添えて市に提出して、当該修繕の実施について市と協議するものとする。」とされている。

しかしながら、子ども交流館の管理業務については、再委託及び個別修繕が行われていたにもかかわらず、申請等の手続きが行われていなかった。

指定管理者は、基本協定に基づき再委託及び個別修繕の申請等の手続きを適正に行われたい。

(イ) 月次事業報告の確認を適正に行うべきもの（こども未来局こども未来部）

千葉県子ども交流館の管理に関する基本協定書第23条第1項によると、「指定管理者は、報告事項を日報として記録するとともに、毎月10日までに前月の管理業務に係る報告事項を記載した月次事業報告書を市に提出するものとする。」とされており、報告事項として管理業務の実施に係る経費の収支状況に関する事項などが定められている。

また、同基本協定書第49条によると、「市は、第23条第1項の規定により指定管理者から月次事業報告書の提出があったときは、提出があった日から14日以内に、当該月次事業報告書に指摘事項があるかどうかの確認をするものとする。」とされている。

しかしながら、月次事業報告書については、管理業務の実施に係る経費の収支状況のうち、人件費や光熱水費などが報告されていなかったにもかかわらず、その旨の指摘を行っていなかった。

月次事業報告書については、平成28年1月分から基本協定書に基づき適正に提出されていることを確認し、当該事業報告書の確認結果について指定管理者に通知している。

<p>市は、基本協定に基づき月次事業報告の確認を適正に行われたい。</p>	
<p>ウ 公益社団法人 千葉市民間保育園協議会 (ア) 事業計画及び事業報告の提出書類を適正に整備すべきもの（こども未来局こども未来部）</p> <p>千葉市子育て支援館の管理に関する基本協定書第22条及び第23条においては、指定管理者が提出する事業計画書及び事業報告書について定めている。また、同基本協定書では、事業計画書及び事業報告書における提出書類を様式に定めている。</p> <p>しかしながら、基本協定の報告事項に定められている管理業務の実施に係る経費の収支状況に関する事項などについては、様式に定めておらず報告されていなかった。</p> <p>市は、事業計画及び事業報告の提出書類について、適正に整備されたい。</p>	<p>公益社団法人千葉市民間保育園協議会における事業計画及び事業報告については、千葉市子育て支援館の管理に関する基本協定書第22条及び第23条に基づき、適正な書類が提出されるよう「千葉市子育て支援館の管理に関する基本協定変更協定書」を締結した。</p> <p>なお、平成28年度事業計画書及び月次事業報告書は、適正に提出されている。</p>